

第134期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月23日（金曜日）午前10時

場所

長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室

目次

第134期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	4
■ 第2号議案 取締役7名選任の件	5
(添付書類)	
第134期事業報告	11
計算書類	36
連結計算書類	39
監査報告書	41
株主総会会場ご案内図	

株式会社 **八十二銀行**

証券コード：8359

招集ご通知

証券コード 8359

平成29年6月2日

株主各位

長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社 八十二銀行

取締役頭取 湯本昭一

第134期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第134期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時

2. 場 所 長野市大字中御所字岡田178番地8

当行本店3階 大会議室

3. 目的事項

報告事項

(1) 第134期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

(2) 第134期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連
結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- 次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ホームページ**に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

なお、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「新株予約権等に関する事項」も含まれております。

また、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のものほか、この「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」・「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」も含まれております。

- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容をインターネット上の**当行ホームページ**に掲載させていただきますのでご了承ください。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

当行ホームページ ▶ <https://www.82bank.co.jp/ir/kabushiki/soukai.html>

議決権行使のご案内

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



行使期限 平成29年6月22日（木曜日）午後5時到着分

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネット等による議決権行使



行使期限 平成29年6月22日（木曜日）午後5時まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行指定の**議決権行使サイト** (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時から5時まで取り扱いを休止します。）

株主さま以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問合せください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。
議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 9:00~21:00

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき8円といたしたいと存じます。なお、中間配当金6円と合わせた年間配当金は、14円であります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項および総額

当行普通株式 1株につき8円

配当総額 4,053,494,904円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

2. 剰余金の処分に関する事項

将来に備え企業体質を強化するため、繰越利益剰余金170億円を取崩し、別途積立金として計上するものであります。

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 17,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 17,000,000,000円

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役のうち、湯本昭一、曲淵文昭、小池輝幸、中村孝、松下正樹、松田好功、草間三郎の7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い取締役7名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。

(参考) 候補者一覧

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	湯本昭一	取締役頭取	15回／15回 (100%)
2	再任	松下正樹	常務取締役	15回／15回 (100%)
3	再任	中村孝	常務取締役	15回／15回 (100%)
4	再任	松田好功	常務取締役	15回／15回 (100%)
5	新任	舟見英夫	執行役員	—
6	新任	吉江宗雄	執行役員	—
7	新任	黒澤壯吉	—	—

社外役員

独立役員

1

ゆ もと しょう いち
湯 本 昭 一

再任

生年月日 昭和31年7月9日

取締役会出席状況 15回/15回 (100%)

候補者の有する当行の株式数 57,856株

当行における地位および担当、重要な兼職の状況

昭和55年4月 当行入行

平成25年6月 当行取締役頭取

平成12年6月 当行中野西支店長、引続き下諏訪支店長、名古屋支店長、金融市場部長

事務統括部、システム部 担当

平成20年6月 当行執行役員金融市場部長

平成27年6月 当行取締役頭取

平成21年6月 当行常務執行役員本店営業部長

東京事務所担当

平成23年6月 当行常務取締役

現在に至る

リスク統括部、総務部、融資業務センター 担当

候補者とした理由

市場部門や国際部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成23年6月から取締役を、平成25年6月からは頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

2

まつ した まさ き
松 下 正 樹

再任

生年月日 昭和34年12月22日

取締役会出席状況 15回/15回 (100%)

候補者の有する当行の株式数 16,391株

当行における地位および担当、重要な兼職の状況

昭和57年4月 当行入行

平成27年6月 当行常務取締役松本営業部長

平成16年2月 当行長野南支店長、引続き坂城支店長、企画部長

現在に至る

平成23年6月 当行執行役員諏訪エリア諏訪支店長

平成25年6月 当行常務執行役員東京営業部長

平成26年6月 当行常務執行役員本店営業部長

候補者とした理由

企画部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成27年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

3

なか
中むら
村たかし
孝

再任

生年月日 昭和33年12月10日

取締役会出席状況 15回／15回 (100%)

候補者の有する当行の株式数 16,170株

当行における地位および担当、重要な兼職の状況

昭和56年 4月 当行入行

平成27年 6月 当行常務取締役

平成17年 6月 当行飯田支店副支店長、引続き人事部副部長、塩尻エリア塩尻支店長、長野南部エリア篠ノ井支店長

融資部、融資業務センター、融資統括部 担当
現在に至る

平成25年 6月 当行執行役員融資部長

候補者とした理由

融資部門や人事部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成27年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

4

まつ
松だ
田よし
好のり
功

再任

生年月日 昭和33年9月11日

取締役会出席状況 15回／15回 (100%)

候補者の有する当行の株式数 12,489株

当行における地位および担当、重要な兼職の状況

昭和58年 4月 当行入行

平成27年 6月 当行常務取締役

平成14年 6月 当行長地支店長、引続き融資部付、東京営業部営業二部長、市場国際部長、小諸エリア小諸支店長

支店支援部、法人部、個人部、市場国際部 担当
現在に至る

平成24年 6月 当行執行役員小諸エリア小諸支店長

平成25年 6月 当行執行役員諏訪エリア諏訪支店長

候補者とした理由

国際部門や営業部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、平成27年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

5 舟見英夫

新任

生年月日 昭和33年9月19日

取締役会出席状況 ー

候補者の有する当行の株式数 6,478株

当行における地位および担当、重要な兼職の状況

昭和57年4月 当行入行

平成26年6月 当行執行役員企画部長

平成15年4月 当行浅間温泉支店長、引続き営業統括部副部長、駒ヶ根支店長、高田支店長、人事部長

現在に至る

平成24年6月 当行執行役員上田支店長

候補者とした理由

人事部門や企画部門、営業部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

6 吉江宗雄

新任

生年月日 昭和35年1月31日

取締役会出席状況 ー

候補者の有する当行の株式数 1,204株

当行における地位および担当、重要な兼職の状況

昭和59年4月 当行入行

平成27年6月 当行執行役員飯田エリア飯田支店長

平成14年3月 当行小海支店長、引続き審査二部付、融資部付、屋代支店長、昭和通営業部長、法人部長、須坂エリア須坂支店長

現在に至る

平成26年6月 当行執行役員須坂エリア須坂支店長

候補者とした理由

営業部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

7 黒澤 壯吉

社外役員

独立役員

新任

生年月日 昭和11年3月1日

取締役会出席状況 —

候補者の有する当行の株式数 250,000株

当行における地位および担当、重要な兼職の状況

昭和33年4月 株式会社第一銀行入行

昭和63年6月 株式会社第一勧業銀行

取締役総括部長委嘱

平成3年6月 同行常務取締役

平成5年4月 株式会社第一勧業情報システム社長
(平成13年6月退任)

平成6年6月 諏訪倉庫株式会社非常勤監査役

平成15年6月 同社非常勤取締役

現在に至る

候補者とした理由

株式会社第一勧業銀行取締役、同行常務取締役を歴任するなど、金融分野における長年の経験と高度な見識を有しているほか、銀行系システム会社の経営者や事業会社社外役員としての職務経験も豊富であり、経営監督機能の一層の強化が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当行の間にもいづれも特別の利害関係はありません。
2. 黒澤壯吉氏は社外取締役候補者であります。なお、黒澤壯吉氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件および当行が定める独立性の判断基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 当行は、黒澤壯吉氏が社外取締役に選任された場合は、現行定款第29条に基づき、黒澤壯吉氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額とする契約を締結する予定であります。
4. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。

(ご参考) 社外役員の選任および独立性の判断基準

■ 社外取締役および社外監査役の選任基準

社外取締役候補者または社外監査役候補者の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の「社外役員の独立性判断基準」により判断しております。

■ 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- (5) 当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - ・ 上記(1)～(6)に該当する者。
 - ・ 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

- 「最近」の定義 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- 「主要な取引先」の定義 直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1%超を基準に判定する。なお、IFRS適用企業を対象とする場合は、収益（売上収益）の1%超を基準に判定する。
- 「法人等」の定義 法人以外の団体を含む。
- 「多額」の定義 過去3年平均で、年間1,000万円超。ただし、公益を目的とする事業を行う法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人に限る）に対する寄付の場合を除く。
- 「近親者」の定義 二親等以内の親族。
- 「重要でない者」の定義 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

以上

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■ 当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆様に幅広い金融商品・サービスを提供しています。

■ 金融経済環境

28年度のわが国経済は、前半は全体的に弱い動きが続きましたが、後半からは米国、欧州向けの自動車輸出の増加に加え、中国などアジア向けの高品質なスマートフォン需要の高まりを背景に、生産面は持ち直しました。個人消費は節約志向の継続や天候不順などの影響もあり伸び悩みましたが、基調としては底堅く推移し、全体の成長率はプラスを維持しました。

当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、生産面では弱い動きが続いていた電子部品・デバイスが改善するなど、全般的に年度の後半にかけて持ち直しの傾向となりました。設備投資は前年度を上回る動きがみられましたが、先行きへの不透明感から慎重姿勢がうかがえました。個人消費は天候不順の影響などにより大型小売店が低調でしたが、公共投資は近年の中では比較的高い水準を維持したほか、住宅投資は低金利が続いたことや貸家の建設需要が増加したことなどから、新設住宅着工戸数が前年水準を上回って推移しました。

金融面においては、1月に導入が決定された「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策の影響が本格化し、10年物国債金利は期初▲0.05%近傍で始まり、一時▲0.3%程度まで低下しました。その後、9月の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策導入などを受け、プラス圏に浮上したものの、概ね0.1%未満で推移しました。

株式相場は、日経平均株価が期初1万6千円台前半でスタートし、6月には英国のEU離脱の是非を問う国民投票結果などを受け1万4千円台に下落する場面もありましたが、11月の米国大統領選以降、同国政策に対する期待感などを背景に上昇基調に転じ、期末には1万9千円近辺まで上昇しました。

■ 事業の経過及び成果

こうした金融経済環境のもと、当行は27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする第30次長期経営計画「地域活力創造銀行への変革」において定めた「地域活力を創造する」「お客さま利便性を進化させる」「企業力を向上させる」の3つのテーマに基づき、株主各位をはじめとして地域社会の皆様のご期待にお応えするため、以下のとおり積極的な企業活動に注力してまいりました。

■ 地域活力を創造する

地方銀行として当行が安定的に発展していくためには地域経済の成長が不可欠であることから、地域産業の競争力強化に向けたさまざまな取組みを実施しています。

起業の活性化としましては、創業向け融資商品やクラウドファンディングなどによる金融支援に加え、「信州ベンチャーサミット2017」への参画などにより「創業されるお客さまが相談しやすい」環境づくりに努めています。また、地方公共団体と連携した長野県内への企業誘致活動や、長野県外店での県内移転希望企業の情報収集など地道な活動にも取り組んでいます。さらに、個人のお客さまには「信州☆移住特別ローン」により他県からの移住・二地域居住ニーズにお応えするなど、長野県の雇用創出と人口増加に向けた取組みを実施しています。

次世代産業の育成としましては、航空宇宙分野では人材育成を目的とした「信州大学航空機システム共同研究講座」の開設を支援しました。農業分野では農産物販売所のネーミングライツを取得し「Nagano Frais Marché ao ao」として首都圏での販路拡大を支援しています。また、観光分野では「ALL信州観光活性化ファンド」による山ノ内町の温泉街再生に次ぐ2号案件として、白馬村のまちづくり会社への投融資を実施し、世界水準の山岳高原リゾートへの成長を目指す地域の取組みを支援しています。さらに、外国人旅行者の増加に対応するため、海外発行カード対応ATMを長野県内4カ所（長野市・松本市・白馬村・野沢温泉村）に設置しました。

■ お客さま利便性を進化させる

当行はお客さまが「また相談したくなる銀行」を目指し、お客さまの利便性向上に向けたさまざまな取組みを実施しています。

当行が独自に開発しました営業店端末システムを全店舗に展開し、お手続きの状況を専用の画面でご確認いただけるようにしたほか、お客さまに代わって職員が各種申込書類を作成する対話型事務処理を拡大し、お客さまの書類記入の負担軽減を進めています。

店舗につきましては、休日にもローンや資産運用などを専門スタッフにご相談いただける「82プラザ」の10拠点目を諏訪市に開店し、平日のご来店が難しいお客さまにもご満足いただけるよう店舗体制を一段と強化しました。また、飯田東支店を八幡支店内に、三才出張所を吉田支店内に移転するにあたり店舗の実数は減少したものの、口座番号をそのままお使いいただけるランチ・イン・ランチ方式によりお客さまの負担軽減に努めました。

さらに、スマートフォンから普通預金の口座開設ができる「八十二銀行口座開設アプリ」の取扱開始や、個人向けインターネットバンキングの機能追加など、お客さまの利便性向上に努めています。

■ 企業力を向上させる

当行は金融緩和による低金利や競合激化などにより収益環境がますます厳しさを増すなか、グループ会社を含めた総合的な機能提供やお客さまの海外展開への支援などによる収益力の強化が必要であると認識しております。また、働き方改革や長野県の豊かな自然環境との共存も重要なテーマであり、それらを含めて「企業力の向上」としてさまざまな取組みを実施しています。

グループ会社を含めた収益力の強化としましては、全店舗（一部出張所を除く）で八十二証券の金融仲介商品を取扱うとともに、株式売買等のニーズのあるお客さまに八十二証券を紹介することでグループ一体となってお客さまの幅広い資産運用ニーズにお応えしています。また、八十二リースや八十二ディーシーカードなどのグループ会社との連携を強化し、お客さまの多様なニーズにお応えできる体制整備に努めています。

お客様の積極的な海外展開への支援としましては、香港支店や駐在員事務所、提携銀行への行員派遣によるアジアを中心とした海外ネットワーク網の活用に加えて、29年3月にはインド民間商業銀行最大のICICI銀行と業務提携するなど、支援体制の強化に努めています。

職員の働きやすい環境整備としましては、地方銀行界で初となる在宅勤務を試行するなど、多様な働き方を支援する取組みを進めています。

環境保全活動としましては、職員による森林整備活動「八十二の森」活動や「アレチウリ」の駆除ボランティアなどに積極的かつ継続的に取り組んでいます。これらの取組みが評価され日本経済新聞社の「環境経営度調査企業ランキング」において3年連続で地方銀行界第1位となりました。

次に当期の業績は以下になりました。

■ 預金・貸出金等

預金は、個人預金および法人預金が増加したことから、期中1,619億円増加して期末残高は6兆4,019億円となりました。

貸出金は、地方公共団体向け資金、個人向け資金および長野県内外の事業者向け資金が増加したことから、期中2,277億円増加して期末残高は4兆9,108億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中260億円増加して期末残高は1兆4,686億円、個人向け資金は期中360億円増加して期末残高は1兆922億円となりました。

■ 有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保するとともに機動的な運用に努めました。国債等の残高減少により、期中2,186億円減少して期末残高は2兆4,650億円となりました。

■ 損益の状況

経常収益は、貸倒引当金戻入益等の「その他経常収益」および貸出金利息等の「資金運用収益」が減少したものの、国債等債券売却益等の「その他業務収益」が増加したことから、前期比279億2百万円増加して1,695億5千8百万円となりました。

また、経常費用は、金銭の信託運用損等の「その他経常費用」が減少したものの、国債等債券売却損等の「その他業務費用」および「営業経費」が増加したことから、前期比361億5千9百万円増加して1,353億5千2百万円となりました。

この結果、経常利益は82億5千6百万円減少して342億5百万円となりました。

当期純利益は前期比45億9千1百万円減少して231億7千3百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比86億1百万円減少して404億2千1百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比38億5千9百万円減少して263億1千2百万円となりました。

■ その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、単体・連結ともに20%を超え、引き続き高い水準を維持しております。

さらに、株主投資家の皆様が当行株式に投資しやすくするため、平成28年4月1日より株式の投資単位を従来の1,000株から100株に変更しました。平成29年3月末の個人株主数は前年比211名増加し16,026名、株主数全体に占める割合は93.45%となっております。

■ 対処すべき課題

日本経済は、日本銀行による金融緩和と継続的な財政支出により力強さには欠けるものの緩やかな景気回復基調が続くものと期待されていましたが、4月3日に発表された直近の日銀短観においても、景況判断指数は大企業製造業が牽引し若干の改善を示しました。また、長野県内のDⅠ（景気動向指数）は全国を上回る顕著な改善を示し、特にトランプ相場による円安を好感し製造業DⅠは+7と平成18年以来の高水準となりました。その反面雇用人員判断DⅠは平成3年以来の低水準となり人手不足が顕著となりました。

当行の経営環境は、景況感の回復を反映し平成28年度における預金、貸出金残高は過去最高値を更新し、課題であった県内の事業性貸出金残高も上半期・下半期連続してプラス年率となりました。ただマイナス金利の継続による貸出金利回りの低下を主な要因として、収益面においては経常利益、当期純利益とも大幅な減益となりました。金利環境が短期間で好転する見込みはなく、現下の低金利局面において収益源の拡大や経費の圧縮を通じていかに継続的な利益をあげていくかが最大の課題であります。

今年は「地域活力創造銀行への変革」をテーマとした第30次長期経営計画の最終年度であり、地域経済の発展に対する貢献、関連会社を含めた収益力の強化、広範なコスト削減による生産性の向上といった取組みを強化して地域とともに勝ち残ってまいります。

マイナス金利導入後の超低金利局面は金融機関の経営に未曾有の試練をもたらすものでありますが、全職員一丸となって乗り越えていく所存です。株主各位のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも皆様のご期待にお応えすべく努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	60,013	62,515	62,399	64,019
定期性預金	24,928	25,611	24,849	24,186
その他	35,084	36,904	37,550	39,832
貸 出 金	44,424	45,584	46,831	49,108
個人向け	10,006	10,316	10,561	10,922
中小企業向け	14,063	14,297	14,425	14,686
その他	20,354	20,970	21,844	23,500
特定取引資産 (トレーディング資産)	210	176	119	154
特定取引負債 (トレーディング負債)	64	62	44	47
有 価 証 券	23,742	27,343	26,837	24,650
国 債	12,631	14,169	13,511	11,029
地 方 債	896	822	1,353	1,856
その他	10,215	12,351	11,972	11,764
総 資 産	75,343	79,518	81,253	86,423
内 国 為 替 取 扱 高	488,649	514,046	525,744	494,391
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 36,262	百万ドル 35,846	百万ドル 29,443	百万ドル 29,615
経 常 利 益	百万円 40,481	百万円 41,212	百万円 42,462	百万円 34,205
当 期 純 利 益	百万円 24,713	百万円 25,762	百万円 27,765	百万円 23,173
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 48 81	円 銭 51 26	円 銭 55 04	円 銭 45 73
信 託 財 産	5	4	4	4
信 託 報 酬	百万円 3	百万円 2	百万円 2	百万円 2

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。
 3 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

＜ご参考＞ 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	1,692	1,736	1,812	2,091
経常利益	463	478	490	404
親会社株主に帰属する当期純利益	265	271	301	263
純資産額	5,940	6,922	6,861	7,435
総資産	75,877	80,142	81,725	87,038

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,178人	3,161人
平均年齢	41年 6月	41年 5月
平均勤続年数	15年 11月	15年 10月
平均給与月額	385千円	393千円

- (注) 1 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
長 野 県	131店 (うち出張所 9)	131店 (うち出張所 9)
新 潟 県	4 (—)	4 (—)
東 京 都	6 (—)	6 (—)
埼 玉 県	5 (—)	5 (—)
群 馬 県	2 (—)	2 (—)
愛 知 県	1 (—)	1 (—)
岐 阜 県	1 (—)	1 (—)
大 阪 府	1 (—)	1 (—)
国 内 計	151 (9)	151 (9)
ア ジ ア	1 (—)	1 (—)
海 外 計	1 (—)	1 (—)
合 計	152 (9)	152 (9)

- (注) 1 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を225か所（前年度末212か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を11,874か所（長野県内171か所、県外11,703か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を21,827か所（長野県内465か所、県外21,362か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を13,499か所（長野県内150か所、県外13,349か所）それぞれ設置しております。
- 2 平成28年8月に飯田東支店を八幡支店内に、同じく三才出張所を吉田支店内にそれぞれ移転しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 1 店舗外現金自動設備の新設（14か所）

西友須坂店、フレスポ大町、篠ノ井駅西口、松本市観光情報センター、白馬八方バスターミナル、ツルヤ長野中央店、野沢温泉村シュナイダー広場、レイクウォーク岡谷、西友飯田鼎店、三才、日精エー・エス・ビー機械、いちやまマート諏訪店、ツルヤ佐久中央店、輝山会記念病院

- 2 店舗外現金自動設備の廃止（1か所）
アップルランド大町駅前店

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,572
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機器・システム機器の導入・更改等	1,614
ソフトウェア	1,027
諏訪南支店の新設	293

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は親会社を有しておりません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社の議決権比率	その他
八十二ビジネスサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	銀行業務に係る事務代行業務	昭和56年8月1日	百万円 110	% 100.00	—
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	労働者の派遣業務	昭和61年9月11日	20	100.00	—
八十二証券株式会社	長野県上田市常田2丁目3番3号	有価証券の売買有価証券売買の媒介、取次および代理	昭和24年5月11日	800	100.00	—
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	信用保証業務	昭和58年12月1日	30	100.00	—
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	債権管理回収業務	平成12年6月2日	510	99.00	—
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	昭和49年6月10日	200	25.75	—
株式会社八十二ディーシーカード	長野県長野市南石堂町1279番地3	クレジットカード業務	昭和57年8月2日	30	5.00	—
八十二システム開発株式会社	長野県長野市大字南長野西後町1597番地1	システム開発	昭和58年12月5日	40	5.00	—
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	昭和59年9月17日	200	10.00	—
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	平成17年10月3日	100	0.00	—

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携（略称「ACS」）により、現金自動設備の相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携（略称「MICS」）により、現金自動設備の相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称「CNS」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しています。
4. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと提携し、共同設置現金自動設備による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
5. 株式会社イーネットと提携し、共同設置現金自動設備による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
6. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行の現金自動設備での現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
7. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しています。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
9. 長野県内6信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、現金自動設備の相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
10. 東邦銀行、群馬銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山浦愛幸	取締役会長 (代表取締役) 監査部担当	—	—
湯本昭一	取締役頭取 (代表取締役) 東京事務所担当	—	—
曲淵文昭	取締役副頭取 (代表取締役) リスク統括 人事部担当 秘書室担当	—	—
小池輝幸	常務取締役 常務統括部担当 システム部担当	—	—
浜村九二雄	常務取締役 常務統括部担当 常務統括部担当 常務統括部担当 常務統括部担当	—	—
中村孝	常務取締役 常務統括部担当 常務統括部担当 常務統括部担当	—	—
松下正樹	常務取締役 常務統括部担当 常務統括部担当 常務統括部担当	—	—
松田好功	常務取締役 常務統括部担当 常務統括部担当 常務統括部担当	—	—
草間三郎	取締役(社外役員)	—	—
田下佳代	取締役(社外役員)	—	弁護士
宮下浩	常勤監査役	—	—
酒井光一	常勤監査役	—	—
門多丈	監査役(社外役員)	—	—
和田恭良	監査役(社外役員)	—	—
山沢清人	監査役(社外役員)	—	—

- (注) 1 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 2 平成28年6月24日開催の第133期定時株主総会終結の時をもって、監査役宮澤建治氏は辞任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数 (人)	報酬等
取 締 役	10	333 (129)
監 査 役	7	75 (—)
計	17	408 (129)

- (注) 1 ()は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。
 2 支給人数には当事業年度に退任した2名を含めております。
 3 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬としての支給予定額60百万円および株式報酬型ストックオプション報酬額69百万円を含めております。
 4 当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。
 確定金額報酬は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬額につきましては株式報酬型ストックオプションとし、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てること株主総会で定められております。
 監査役の報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬額につきましては、月額8百万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
草 間 三 郎	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
田 下 佳 代	
門 多 丈	
和 田 恭 良	
山 沢 清 人	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

重要な兼職はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
草間 三郎	3年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席しました。	必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
田下 佳代	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会11回中10回に出席しました。	必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。
門多 丈	9年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会14回全てに出席しました。	必要に応じ、主に国際金融と企業投資に関する幅広い経験と専門的な見地から発言を行っております。
和田 恭良	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会15回中14回、監査役会14回中13回に出席しました。	必要に応じ、主に行政分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
山沢 清人	9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会11回中10回、監査役会10回中9回に出席しました。	必要に応じ、主に豊富な学識経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。

(注) 取締役田下佳代氏については、平成28年6月24日の就任後に開催された取締役会のみを、監査役山沢清人氏については、平成28年6月24日の就任後に開催された取締役会および監査役会のみを対象としております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6	25 (一)	—

(注) (一) は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	2,000,000千株
	発行済株式の総数	511,103千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	17,150名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,364 ^{千株}	4.01 [%]
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	18,951	3.74
明治安田生命保険相互会社	17,867	3.52
日本生命保険相互会社	17,000	3.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,417	2.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,067	2.38
信越化学工業株式会社	11,830	2.33
昭和商事株式会社	11,820	2.33
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11,441	2.25
東京海上日動火災保険株式会社	9,598	1.89

(注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 2 持株比率は、持株数を発行済株式数(自己株式を除く)で除して算出しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 岸野 勝 指定有限責任社員 矢野 浩一 指定有限責任社員 小松 聡	70	(注2) (注3)

- (注) 1 当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3 非監査業務の内容は次のとおりであります。
海外活動に関する相談業務
- 4 当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は89百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の構築状況の概要

平成29年3月31日現在、当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において定めている事項は次のとおりであります。

- イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 企業価値向上と企業市民としての社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理、情報開示等にかかる基本原則として「コーポレートガバナンス原則」を定め公表するとともに、法令および定款ならびに「コーポレートガバナンス原則」を遵守する。
 - (ロ) 取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。原則として毎月1回以上これを開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
 - (ハ) 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。
 - (二) コンプライアンス方針規程にコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスマニュアルにコンプライアンス徹底のための行動基準を定めて当行に勤務する全ての者が遵守する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施する。
 - (ホ) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制および内部通報制度を整備し、その適正な運用を図る。
 - (ヘ) 内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属の組織として、内部監査を実施する。また、監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (イ) 取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づいて文書等を保存・管理するほか、情報資産保護方針規程等の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
 - (ロ) 情報資産保護方針規程等に基づき情報資産の適切な安全対策を実施するとともに、新たな情報保存方法・媒体等への対応、漏洩防止対策の構築など、必要に応じて体制の見直しを図る。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、統合的リスク管理規程により損失発生リスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に捉え管理する部署を定め、統合的なリスク管理を行う。
- (ロ) リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、統合的リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実を図る。
- (ハ) 新たな損失発生リスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努める。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月1回以上開催する。取締役会は、常務取締役以上で構成される経営会議に、全般的経営管理に関する事項および日常の執行業務で全般的調整を必要とする事項の協議・決定を権限委譲するとともに、当行の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、経営会議における事前審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
- (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程および職務権限規程等において業務分掌・執行権限等を定めるとともに、必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

ホ. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告については、当行が定めるグループ法人管理規程等において、報告事項・報告頻度等を定める。
- (ロ) 連結子会社を中心とするグループ法人の損失の危険の管理については、当行が定める統合的リスク管理規程において、グループ法人に関わるリスクの所管部署を企画部および外部委託担当部署と定め、統合的に管理する。
- (ハ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ法人管理規程等において当行への協議事項を定めるとともに、決算・経営計画等の重要事項について、定期的に経営会議・取締役会等へ報告する体制を整備する。また、代表者連絡会議、事務連絡会議等を定期的に開催し、グループ法人との連携を図る。

- (二) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ法人管理規程等において、グループ法人が当行リスク管理関連規程に準じた規則を制定することを定める。また、グループ法人との個別契約等に基づく内部監査を実施するほか、財務報告に係る内部統制、監査役監査等により、グループ法人の業務の適切性を検証する。
- ハ. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- (イ) 執行部門から独立した組織として、監査役会事務局を設置する。
- (ロ) 監査役職務を補助すべき使用人を、当行使用人のなかから監査役会事務局に配属する。
- (ハ) 監査役職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行う。
- (二) 監査役職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。
- ト. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 当行内部監査部署は、当行監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、当行統合的リスク管理部署は、当行監査役に対し、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に報告する。
- (ロ) 当行およびグループ法人の役職員は、法令等の違反行為等、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、コンプライアンスマニュアル等に定める方法により、当行コンプライアンス統括部署に対して報告する。また、当行コンプライアンス統括部署は、当行監査役に対して、当該事実を速やかに報告する。
- (ハ) 内部通報制度の受付担当部署は、内部通報の状況について、直ちに当行監査役に対して報告する。

(二) 前項 (ロ) または (ハ) による報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことをコンプライアンスマニュアルに明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。

チ. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(イ) 監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理する。

(ロ) 監査役会は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上する。

リ. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 当行およびグループ法人の取締役および使用人は、監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、当行監査役の職務執行に必要な報告を行う。また、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(ロ) 監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人・グループ法人監査役との連携等を通じ、監査の実効性を確保する。

(ハ) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

平成28年4月1日から平成29年3月31日における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施するなど、当行に勤務する全ての者がコンプライアンスを遵守する体制を整備しております。また、警察とも連携しながら、反社会的勢力との取引遮断を図っております。

- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報が適切に保存・管理されております。また、情報セキュリティ強化、情報漏えい防止に向けた取組みを継続しております。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失発生の可能性のあるリスクに対して統合的なリスク管理がなされ、また、顕在化したリスクに対しても損害を最小限に止める対応が行われております。
- 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の他に、経営会議にて業務執行に係る意思決定を迅速に行っております。また、各取締役は職務権限規程等に基づき、委嘱された職務執行を効率的に行っております。
- ホ. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ法人の各種リスク管理体制の整備が図られており、グループ法人の経営上の重要事項に関して取締役会、経営会議への報告が実施されております。また、当行監査部が連結子会社の業務が適正に実施されていることを検証しております。
- ヘ. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
取締役からの独立性を有した補助使用人を引き続き配置し、監査役監査の実効性を確保しております。
- ト. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行および連結子会社を中心とするグループ法人の役員等が当行監査役に報告するための体制が整備され、適切に運用されております。また、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが規程に明記されております。

-
- チ. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行上必要とする費用について予算計上がなされております。また、監査費用の請求に対しては速やかな処理が行われております。
- リ. その他、監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の特権として会社法に定められている報告、調査事項に限らず、監査役に適切な報告を行う体制が整備される等、監査役監査の実効性が確保されております。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

計算書類

第134期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	870,307
現金	77,765
預け金	792,541
コールローン	100,485
買入金銭債権	60,836
特定取引資産	15,444
商品有価証券	2,308
特定金融派生商品	5,136
その他の特定取引資産	7,999
金銭の信託	61,651
有価証券	2,465,065
国債	1,102,976
地方債	185,639
社債	275,476
株式	353,696
その他の証券	547,276
貸出金	4,910,882
割引手形	18,029
手形貸付	171,456
証書貸付	4,052,896
当座貸越	668,500
外国為替	24,756
外国他店預け	22,375
買入外国為替	2,063
取立外国為替	316
その他資産	88,021
未決済為替貸	36
前払費用	583
未収収益	7,308
先物取引差入証拠金	79
先物取引差金勘定	57
金融派生商品	6,779
金融商品等差入担保金	11,029
その他の資産	62,147
有形固定資産	30,228
建物	11,684
土地	13,614
リース資産	1,293
建設仮勘定	315
その他の有形固定資産	3,320
無形固定資産	4,816
ソフトウェア	4,203
リース資産	7
その他の無形固定資産	606
前払年金費用	17,474
支払承諾見返	32,218
貸倒引当金	△39,856
資産の部合計	8,642,332

科目	金額
(負債の部)	
預金	6,401,969
当座預金	262,489
普通預金	3,457,877
貯蓄預金	57,809
通知預金	9,028
定期預金	2,385,798
定期積金	32,897
その他の預金	196,069
譲渡性預金	515,883
コールマネー	3,594
債券貸借取引受入担保金	596,632
特定取引負債	4,735
特定金融派生商品	4,735
借入金	226,963
借入金	226,963
外国為替	1,572
外国他店借	43
売渡外国為替	797
未払外国為替	730
その他負債	83,202
未決済為替借	1,631
未払法人税等	3,624
未払費用	5,720
前受収益	1,553
給付補填備金	3
金融派生商品	25,373
金融商品等受入担保金	1,508
リース債務	1,395
資産除去債務	16
その他の負債	42,377
退職給付引当金	9,746
睡眠預金払戻損失引当金	879
偶発損失引当金	1,112
繰延税金負債	72,473
支払承諾	32,218
負債の部合計	7,950,983
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	32,601
資本準備金	29,609
その他資本剰余金	2,992
利益剰余金	406,979
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	359,368
固定資産圧縮積立金	920
別途積立金	327,600
繰越利益剰余金	30,848
自己株式	△3,154
株主資本合計	488,669
その他有価証券評価差額金	212,314
繰延ヘッジ損益	△9,979
評価・換算差額等合計	202,335
新株予約権	343
純資産の部合計	691,348
負債及び純資産の部合計	8,642,332

第134期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書 (単位: 百万円)

科目	金額
経常収益	169,558
資金運用収益	85,579
貸出金利息	48,209
有価証券利息配当金	34,373
コールローン利息	359
預け金利息	412
その他の受入利息	2,224
信託報酬	2
役務取引等収益	16,839
受入為替手数料	5,183
その他の役務収益	11,655
特定取引収益	134
商品有価証券収益	47
特定金融派生商品収益	84
その他の特定取引収益	2
その他業務収益	54,565
外国為替売買益	834
国債等債券売却益	53,518
金融派生商品収益	211
その他の業務収益	0
その他経常収益	12,437
貸倒引当金戻入益	2,271
償却債権取立益	6
株式等売却益	2,962
金銭の信託運用益	3,925
その他の経常収益	3,271
経常費用	135,352
資金調達費用	11,787
預金利息	3,820
譲渡性預金利息	111
コールマネー利息	172
債券貸借取引支払利息	1,149
借用金利息	567
金利スワップ支払利息	4,126
その他の支払利息	1,837
役務取引等費用	8,804
支払為替手数料	1,134
その他の役務費用	7,669
その他業務費用	47,932
国債等債券売却損	47,932
営業経費	60,488
その他経常費用	6,339
貸出金償却	3
株式等売却損	373
株式等償却	162
金銭の信託運用損	2,892
その他の経常費用	2,907
経常利益	34,205

(単位：百万円)

科目	金額
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	798
固定資産処分損	71
減損損失	727
税引前当期純利益	33,407
法人税、住民税及び事業税	9,869
法人税等調整額	363
法人税等合計	10,233
当期純利益	23,173

連結計算書類

第134期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	885,456	預金	6,390,778
コールローン及び買入手形	100,485	譲渡性預金	502,283
買入金銭債権	60,836	コールマネー及び売渡手形	3,594
特定取引資産	15,444	債券貸借取引受入担保金	596,632
金銭の信託	61,651	特定取引負債	4,735
有価証券	2,459,732	借入金	234,613
貸出金	4,864,144	外国為替	1,572
外国為替	24,756	その他負債	105,337
リース債権及びリース投資資産	63,583	退職給付に係る負債	12,058
その他資産	112,716	睡眠預金払戻損失引当金	879
有形固定資産	38,056	偶発損失引当金	1,112
建物	12,293	特別法上の引当金	8
土地	13,986	繰延税金負債	74,468
リース資産	57	支払承諾	32,218
建設仮勘定	315	負債の部合計	7,960,293
その他の有形固定資産	11,401	(純資産の部)	
無形固定資産	5,221	資本金	52,243
ソフトウェア	4,599	資本剰余金	34,516
その他の無形固定資産	621	利益剰余金	427,451
退職給付に係る資産	23,689	自己株式	△3,154
繰延税金資産	2,088	株主資本合計	511,056
支払承諾見返	32,218	その他有価証券評価差額金	212,936
貸倒引当金	△46,233	繰延ヘッジ損益	△9,979
		退職給付に係る調整累計額	2,801
		その他の包括利益累計額合計	205,758
		新株予約権	343
		非支配株主持分	26,396
資産の部合計	8,703,848	純資産の部合計	743,555
		負債及び純資産の部合計	8,703,848

第134期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結損益計算書（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	209,160
資金運用収益	85,877
貸出金利息	48,331
有価証券利息配当金	34,494
コールローン利息及び買入手形利息	359
預け金利息	420
その他の受入利息	2,272
信託報酬	2
役務取引等収益	20,267
特定取引収益	1,735
その他業務収益	88,515
その他経常収益	12,761
貸倒引当金戻入益	2,298
償却債権取立益	25
その他の経常収益	10,438
経常費用	168,739
資金調達費用	11,852
預金利息	3,819
譲渡性預金利息	107
コールマネー利息及び売渡手形利息	172
債券貸借取引支払利息	1,149
借入金利息	631
その他の支払利息	5,971
役務取引等費用	6,910
その他業務費用	77,489
営業経費	66,081
その他経常費用	6,405
その他の経常費用	6,405
経常利益	40,421
特別利益	2
固定資産処分益	0
金融商品取引責任準備金取崩額	2
特別損失	801
固定資産処分損	73
減損損失	727
税金等調整前当期純利益	39,622
法人税、住民税及び事業税	11,505
法人税等調整額	322
法人税等合計	11,827
当期純利益	27,794
非支配株主に帰属する当期純利益	1,482
親会社株主に帰属する当期純利益	26,312

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野 勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 野 浩 一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 松 聡	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野 勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 野 浩 一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 松 聡	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社 八十二銀行 監査役会

常勤監査役 宮 下 浩 ㊟

常勤監査役 酒 井 光 一 ㊟

社外監査役 門 多 丈 ㊟

社外監査役 和 田 恭 良 ㊟

社外監査役 山 沢 清 人 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

日時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時

会場 長野市大字中御所字岡田178番地 8
当行本店3階 大会議室
☎ 026-227-1182（代表）



交通のご案内

JR長野駅善光寺口より 徒歩約10分

お願い

株主総会当日の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。